

特定農薬環境安全性調査について

1. 目的

無登録農薬使用問題を契機として平成14年度に農薬取締法が大幅に改正され、農薬の使用規制が強化される一方で、農家が使用している防除資材のうち、「原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」(特定農薬)については農薬登録を不要とする制度が新設された。

その後、特定農薬の指定に係る評価を行う農業資材審議会特定農薬小委員会及び中央環境審議会農薬専門委員会合同会合において「指定に当たっては薬効、安全性のデータに基づき客観的かつ統一的な評価をすべき」とされた。

本事業は、この考え方にに基づき作成される特定農薬の指定のための評価指針に沿って合同会合が評価を進めていく際に必要なデータ等の収集・作成、精査を行うものである。

2. 事業の概要

(1) 文献調査

特定農薬候補資材について安全性等の観点からの評価に必要な既存データを収集する。

(2) 実証試験の実施

文献調査において信頼に足るデータがない場合等に実証試験を行う。

(3) 検討会の実施

調査の実施方法、文献調査・実証試験結果の信頼性等について検討を行う。

3. 今後の進め方

農薬的資材リスク情報収集事業(農林水産省)において、特定農薬の評価のために検討対象となる資材について、魚毒性試験等を実施する。

《特定農薬環境安全性調査》

無登録農薬問題(平成14年)

農薬取締法改正(平成15年3月施行)

特定農薬制度新設

特定農薬とは...「原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」

これまでの取り組み 農林水産省に寄せられた約2900件の情報をもとに約740種類の資材について農業資材審議会及び中央環境審議会の合同会合で検討。指定されたのは **重曹** **食酢** **圃場周辺の天敵**の3種である。

現在の問題点

現時点では安全性・薬効両面でデータが少なく、**多くの資材について判断が保留されている**。保留されている資材の中には安全性を懸念されているものもあり、環境保全の観点からも正確なデータを整備し、そのデータに基づき**早急に候補資材の科学的な評価が必要**。
(両審議会からも両省で信頼出来るデータを収集・作成すべきとの指摘)

《今後の対応》

農林水産省と連携して特定農薬の指定に際して、候補資材の安全性評価に必要なデータの収集・作成を行う。



農林水産省

農薬としての薬効及び散布者への危害の有無に係るデータ収集・作成

合同会合後...

農林水産省大臣及び環境大臣が農業資材審議会に諮問
農業資材審議会が農林水産大臣及び環境大臣へ答申
告示改正

合同会合(候補資材の評価)

環境省

《特定農薬環境安全性調査事業》

文献調査

実証実験

水産動植物への危害の有無等に係るデータ収集・作成

検討会の実施

データの精査

特定農薬の指定